

令和 8 年 2 月 定例農業委員会議事録

1 開催日時及び場所

開催日時 令和 8 年 2 月 6 日(金) 午後 2 時 00 分から午後 2 時 30 分
場 所 市役所 5 階 第一会議室

2 委員

(1)農業委員会委員総数 13 名

(2)農業委員会委員の出席 12 名

赤坂 雄司 大和屋 君子 南河 武 藤原 定嗣 町谷 敏一 南 昇一

石垣 一郎 射手矢 豊光 勝間 富士男 戸野 武彦 川野 博信 北庄司 博文

(3)農業委員会委員の欠席 1 名

家次 幸雄

(4)農地利用最適化推進委員総数 7 名

(5)農地利用最適化推進委員の出席 7 名

阪本 寿和 藤本 明彦 重里 文男 道幸 誠一 奥 和弥 野出 良之

立石 義信

(6)農地利用最適化推進委員の欠席 0 名

3 議事説明員

局長 新谷 洋史 次長 服部 一也 係長 井上 亮 係員 尾峪 大友

4 議案

報告 第 37 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用の届出について

報告 第 38 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出(賃借権)の取消について

報告 第 39 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出(所有権移転)について

報告 第 40 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について

報告 第 41 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借合意解約通知について

議案 第 24 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について

可決

議案 第 25 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

可決

議案 第 26 号 農用地利用集積等促進計画の要請について

可決

議長

それでは、只今より 2 月の定例農業委員会を開会させていただきます。農業委員定数 13 名中、出席委員 12 名、推進委員 7 名中 出席委員 7 名ですので、農業委員会等に関する法律第 27 条第

3項の規定により会議は成立しております。議事に先立ち、本会議の議事録署名委員2名を私より指名することについて、異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議がないようですので、12番、戸野委員 13番、川野委員のご両名にお願いします。それでは、本日の議事日程を事務局よりお願いします。

事務局 議事日程を読み上げ

議 長

では、日程第1 報告第37号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について事務局より報告をお願いします。

事務局

本件につき、報告させていただきます。

(議案書を朗読し、報告した。)

以上でございます。

議 長

ただいまの報告について、ご質疑並びにご意見はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

ないようですので、本件は報告どおり承認することに決定します。続きまして、日程第2 報告第38号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出(賃借権)取消について、を議題といたします。それではお願いします。

事務局

本件につき、報告させていただきます。

(議案書を朗読し、報告した。)

以上でございます。

議 長

ただいまの報告について、ご質疑並びにご意見はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

ないようですので、本件は報告どおり承認することに決定します。続きまして、日程第 3 報告第39号 農地法第 5 条第 1 項第6号の規定による農地転用届出(所有権移転)について、を議題といたします。それではお願いします。

事務局

本件につき、報告させていただきます。
(議案書を朗読し、報告した。)
以上でございます。

議 長

ただいまの報告について、ご質疑並びにご意見はございませんか。

阪本 委員

番号 1 は 3 筆ありますが、3 筆を3名で 1/3 ずつにするということですか。

事務局

3 筆それぞれ 3 名の共有名義になります。

町谷 委員

そしたら、議案書の氏名にある横線はいりませんか。

議 長

訂正お願いします。

議 長

そのほか何かございませんか。

議 長

ないようですので、本件は報告どおり承認することに決定します。続いて、日程第 4 報告第 40 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について 事務局より報告をお願いします。

事務局

本件につき、報告させていただきます。
(議案書を朗読し、報告した。)
以上でございます。

申請農地は1筆、現在は耕作地となっております。譲受人の耕作面積は、現在 1,539 m²を経営しています。取得後の面積は、2,034 m²です。水稻を作付け予定です。

申請地から譲受人の通作距離は 3.0km、車で 10 分、農作業歴は譲受人の 2 人が各40年、年間従事日数は各 150 日、従事者は 1 名。トラクター1台、耕耘機1台、田植え機 1 台、コンバイン 1 台を所有しており、取得後も引き続き農業を行う予定です。

番号 2

所在： 南中安松 地番：●●●●番●、●●●●番●、 登記は畑、面積は●●●m²、●●●m²

譲受人： 南中安松●●●●番地 ●● ●●

譲渡人： 南中安松●●●番地の● ●● ●●

議案書番号 2 の位置については 別紙議案資料 3.4 ページをご覧ください。

申請農地は2筆、現在は稲作後となっております。譲受人の耕作面積は、現在、25,965 m²を経営しています。取得後の面積は、26,923 m²です。青ネギを作付け予定です。

申請地から譲受人の通作距離は 0.2km、車で 2 分、農作業歴は本人が 20年、年間従事日数は 300 日、従事者は 2 名。トラクター2 台、コンバイン1台、田植え機 1 台を所有しており、取得後も引き続き農業を行う予定です。

番号 3

所在： 長滝 地番：●●●●番●、 登記は畑、 面積は●●●m²

譲受人： 長滝●●●●番地 ●● ●●

譲渡人： 長滝●●●番地の● ●● ●●

議案書番号 3 の位置については 別紙議案資料 5.6 ページをご覧ください。

申請農地は 1 筆、現在は果樹地となっております。譲受人の耕作面積は、現在、1,341 m²を経営しています。取得後の面積は、1,446 m²です。引続き、果樹の予定です。家族全体では 4717.93 m²を耕作しています。

申請地から譲受人の通作距離は 0.7km、車で4分、農作業歴は本人が 30年、年間従事日数は 150 日、従事者は 2 名。トラクター 2 台、コンバイン1台、田植え機 1 台を所有しており、取得後も引き続き農業を行う予定です。

以上 3 件は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。本件について、ご審議賜りますようお願いいたします。

議 長

ただいまの議案について、ご質疑並びにご意見はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

ないようですので、本件は報告どおり承認することに決定します。続いて、日程第 7 議案第 25 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 25 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

下記について、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定による適格者と認め証明してよろしいか。

番号 1

被相続人： 長滝●●●●番地 ●● ●●

相続人： 長滝●●●●番地 ●● ●●

相続人の生年月日は、昭和●●年●●月●●日

被相続人耕作面積： 6,531 m² 特例適用農地面積： 2,642 m² 続柄：子

議案第 25 号の位置については 別紙議案資料 7 ページをご覧ください。

関係は親子です。相続人の農業従事日数は 100 日。先代の頃より、申請農地については相続税の納税猶予を受けておりました。また、相続発生後より農業を営んでおります。相続開始日は令和 7 年 5 月 29 日です。

特例適用農地の所在は、地番：長滝●●●●番●、●●●●番 それぞれ地目は田 面積：●●●●m²、●●●●m²の 2 筆です。市街化区域内の生産緑地地区内の農地です。現在の農地の状況ですが、事務局の現地調査の結果、農地として管理されております。また、相続人は今後、農業経

営を行うとのことから、適格者の要件が整っています。

本件につき、ご承認よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの件について、ご質疑並びにご意見はございませんか。

野出 委員

議案書の右上の提出日が2月8日になっていますが、6日の間違いではないですか。

事務局

6日の間違いです。

議 長

訂正お願いします。

議 長

そのほかに何かございませんか。

ないようですので、本件は報告どおり決定します。続いて、日程第 8 議案第 26 号 農用地利用集積等促進計画の要請について を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 26 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請してよろしいか。

今回、対象案件は 6 件です。そのうち 5 件については、以前に、利用権設定を行い、期限が切れただために貸借継続を行う案件となります。残り 1 件は新規です。

大阪府みどり公社とは事前協議が行われたので、農業委員会で審議を行い、大阪府みどり公社に要請いたします。

議案第 26 号の位置については 別紙議案資料 8～12 ページをご覧ください。

番号 1

設定人

長滝●●●番地

●● ●●

被設定人 上之郷●●●●番地 ●●●●●●●●●● 代表取締役 ●●● ●●●

設定する土地は 日根野 ●●●●番● 地目は全て田です。 面積●●●●㎡です。

期間は R8年4月1日～R18年3月31日で期間は10年です。賃借権です。

番号2

設定人 岸和田市池尻町●●●●番地 ●● ●●●

被設定人 大阪市北区天神橋●丁目●番●●号 ●●●●●株式会社 代表取締役 ●● ●●●

設定する土地は 日根野●●●●番地 地目は田、面積●●●●㎡です。

期間は R8年4月1日～R13年3月31日で期間は5年です。使用貸借権です。

こちらは新規となります。

被設定人の●●●●●株式会社ですが、自社の玉ねぎ品種の育種、採種を自社の試験農場を用いて行っています。タマネギや大阪特産野菜を初めとする各種野菜種子の販売等もおこなっています。また、2025年に泉佐野市鶴原に最新の自動ラックシステム(物流・工場の自動化)と冷蔵、冷凍施設を完備した新倉庫を建設し、運営しております。泉南市、貝塚市でもすでに農地中間管理を通じて、種苗検査をおこない、出荷もおこなっています。また、地域の水路掃除や草刈りなどの活動にも積極的に参加しております。

番号3

設定人 市場西●丁目●番●号 ●● ●●●

被設定人 中町●丁目●番●●号 ●● ●●●

設定する土地は市場南●丁目●●番、●●番、●●番 地目は田、

面積●●●●㎡、●●●●㎡、●●●●㎡、です。

期間は R8年4月1日～R18年3月31日で期間は10年です。賃借権です。

番号4

設定人 長滝●●●●番地 ●● ●●●

被設定人 貝田町●丁目●番●●号 ●●●●●株式会社 代表取締役 ●● ●●●●●

設定する土地は長滝●●●●番● 地目は田、面積●●●●㎡、です。

期間は R8年4月1日～R18年3月31日で期間は10年です。賃借権です。

番号 5

設定人 岸和田市土生町●丁目●番●●号 ●● ●●

被設定人 貝田町●丁目●番●●号 ●●●株式会社 代表取締役 ●● ●●●

設定する土地は長滝●●●●番●、●●●●番● 地目は田、面積●●●●㎡、●●●●㎡です。

期間は R8 年 4 月 1 日～R18 年 3 月31 日で、期間は 10 年です。賃借権です。

番号 6

設定人 貝塚市木積●●●番地 ●● ●●●

被設定人 鶴原●●●●番● 株式会社●●●●● 代表取締役 ●● ●●

設定する土地は南中安松●●●番、●●●番 地目は畑、面積●●●●㎡、●●●●㎡です。

期間は R8 年 4 月 1 日～R13年 3 月31 日で期間は 5 年です。賃借権です。

上記 6 件について、被設定人が耕作を行うための農用地全てを効率的に利用し、耕作を行い、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第5項の農用地利用集積等促進計画に係る認可要件をすべて満たしていると考えます。本件について、ご審議賜りますようお願いいたします。

議 長

事務局の説明は以上のとおりですが、御意見・異議等はございませんでしょうか。

(「なし」という発声)

議 長

意見がないようですので、農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構へ要請することに決定いたします。

議 長

本日の議案審議、すべて終了いたしました。これをもちまして、2 月定例農業委員会を閉会します。それでは、事務局からの連絡事項をお願いします。

議事録署名人 令和 年 月 日

令和 年 月 日

令和 年 月 日
